

スクール・サーティフィケートにおける  
中等教育「修了」の意味  
——スクール・サーティフィケート成立時まで限定して——

山 村 滋

A Study of the School Certificate Examination System

YAMAMURA Shigeru

はじめに

イギリスの中等教育制度においては、「卒業」に関する法的規定は存在しない。「中等教育をすべての者に (Secondary Education for All)」をスローガンとして、今世紀の初め頃より繰り広げられた運動を反映し、すべての者に中等教育を開放することを規定した、現行のイギリス教育制度の基本的指針である1944年教育法においても、「離学年齢 (School Leaving Age)」に関する規定があるのみである。

日本においては、就職・上級学校進学のための基礎資格として、多くの場合、ある学校段階までの卒業が求められているが、統一的な卒業制度の存在しないイギリスにおいては、一般的には各種の「資格証書 (certificate)」が基礎資格として求められている。特に、義務教育段階の中等教育に限定するならば、主に、GCE-Oレベル (General Certificate of Education, Ordinary Level) とCSE (Certificate of Secondary Education) という、二つの試験制度の下で発行される資格証書が求められている。<sup>1)</sup> 中等教育の「修了」に必要とされる教科目や単位数等についての拘束的な全国的基準の存在していないイギリス中等教育においては、<sup>2)</sup> 中等学校で何を修得したかについての有効な指標となるものは、GCEやCSEの結果に基づいて発行される資格証書である。つまり、中等教育の「修了」を実質的に示すものが、校外試験制度によって発行される資格証書である。しかし、ここで、一つ注意しておきたいのは、GCEやCSEは、科目別の試験 (subject examination) であり、それ自体は、中等教育修了認定試験ではないことである。それは、社会あるいは上級の教育機関と、中等学校との関わりにおいて、実質的に中等教育「修了」認定機能を果たしているにすぎない。

それでは、上のような中等教育と校外試験制度との関係は、どのようにして形成されてきたのであろうか。CSEは1965年に設定されたが、GCEの方は、その起源をたどるならば、19世紀中葉の地方試験制度等にまで遡ることが出来る。そして、1918年から全国統一的な校外試験であるスクール・サーティフィケート (School Certificate 以下、S. C. とする) 試験が実施され、これが、1951年にGCE-Oレベルへと改革されて今日に至っている (18歳段階の生徒を対象とする、現行のGCE-Aレベルの前身にあたるハイヤー・スクール・サーティフィケート ((Higher School Certificate)) もS. C. と同時に設定された)。

以上が中等教育試験制度のおおよその流れであるが、イギリスにおける初めての全国統一的な試験制度である S. C. において、校外試験と中等教育はどのように関係付けられたのであろうか。本稿の課題は、S. C. によって実質的な中等教育の「修了」が、大きく二段階に把握できるようになったこと、および、そのことの意味を明らかにすることにある。

なお、S. C. の設定は、1911年に教育院諮問委員会より公表された報告書「中等学校における試験に関する諮問委員会報告書」(Report of the Consultative Committee on Examinations in Secondary Schools, 以下、「1911年報告書」とする)に基づいてなされていった。そこでまず、「1911年報告書」が出される以前の時期における中等教育「修了」の意味を検討し、次に、中等教育と校外試験を関係付ける必要性を生んだ要因を探る。そして、S. C. における中等教育「修了」の意味を明らかにし、最後にそのことのイギリス中等教育における意味を考察する。<sup>3)</sup>

## I 「1911年報告書」以前における中等教育「修了」の意味

### 1. 中等教育そのものにおける中等教育「修了」の条件

「1911年報告書」が公表される以前において、中等教育「修了」とはどのような意味であったのかを明らかにしよう。そこで、まず、中等教育自体において中等教育「修了」に関してどのような条件が課されていたのかを明らかにしておこう。

周知のごとく、19世紀の後半には、上流階級のためのパブリック・スクール、オックス・ブリッジに至る教育の系と、下層階級のための初歩教育の系との間におかれていた、中流階級 (middle classes)<sup>4)</sup> のための貧弱な教育の整備が大きな課題となっていたが、1899年には教育院 (Board of Education), 1902年には初歩教育と中等教育・技術教育をそれぞれ担当する地方教育当局 (Local Education Authority) が設置され、20世紀初頭には、教育制度も次第に整備されるに至った。しかしながら、まだまだ当時においては、中等学校の実態は教育内容・水準、あるいは施設・設備といった点において多種多様であった。

このような状況にあって、教育院は「伝統的なグラママー・スクール、パブリック・スクールの教育を基礎に中等学校を組織しようとする意図の下に」<sup>5)</sup> 1904年に中等学校規則 (Regulations for Secondary Schools, 1904) を設け、中等学校の定義を明確にした。同規則によると、中等学校とは、「16歳あるいはそれ以上の年齢まで、初歩学校で与えられるよりもより大きなひろがりや高度な内容を持ち、完全に段階化された教育課程によって行われる、身体的、知的、道徳的な一般教育を提供する通学制あるいは寄宿制学校」<sup>6)</sup> のことであった。なお、ここでいう中等学校における一般教育とは、当時の大衆のための初歩教育とは直接的には接続しないものであったことはいままでもない。また、同規則においては、教育課程の基準も定められていた。<sup>7)</sup> つまり、中等学校においては、少なくとも4年間にわたる教育課程が提供されねばならず、①英語および英文学・地理・歴史、②一つ以上の外国語、③数学・理科の理論と実際、④図画が含まれねばならない (工作および体育に十分配慮するとともに、女子の学校では家事を加える) とされた。そして、二つの外国語が教えられる場合、ラテン語がそのうちの一つでないのは、その学校にとって、ラテン語の除外が利益となることを、教育院が納得した場合に限るとされた。さらに、教科に関しては週あたり以下のような時間数が提供されねばならないことも規定されていた。<sup>8)</sup> すなわち、

## 山村：スクール・サーティフィケートにおける中等教育「修了」の意味

英語および英文学・地理・歴史については4時間半以上、外国語については、一つしか提供されない場合には3時間半以上、二つ提供されている場合は6時間以上、理科と数学は、理科に3時間以上で、計7時間半以上、とされたのである。このように、1904年の中等学校規則によって、初めて、中等学校においては一般教育が施されるべきこと、また、そこにおいて履修すべき教科および時間数の基準が明確にされた。

その後、1907年には、最低時間数の規程は除外されたが、<sup>9)</sup>「1911年報告書」が出された年までにおいて、中等学校で前記の四つの教科群が提供されるべきであるという点については変わりがなかった。<sup>10)</sup>

以上からわかるように、中等学校規則は、提供すべき教科の枠という点では中等学校を統一的に把握しようとしたが、中等教育「修了」の条件まで細かく規定していたわけではなかった。それならば、中等学校から、大学への入学資格や専門職への入職要件といった、「上から」みた場合の実質的中等教育「修了」認定は、どのようにして行われたのであろうか。それは、結論的にいえば、19世紀後半以降発展してきた各種の校外試験によって行われたのである。そこで、次に校外試験制度を通して見た中等教育「修了」の意味を明らかにしよう。

## 2. 校外試験制度を通して見た中等教育「修了」の意味

20世紀初頭には、実に多種多様な試験が実施されていたが、それらの試験のうち、中等学校在籍者もしくは終了者を対象とした、大学への進学や就職の条件に関係する試験は以下のように分類することができる（ただし、中等学校にほとんど影響を与えないもの、受験者数の極めて少ないもの、19歳以上を対象とするものは除く）。<sup>11)</sup>

- ① 地方試験および学校試験 (Local Examinations, School Examinations)
- ② 大学入学資格試験 (Matriculation Examinations)
- ③ 公務員試験 (Civil Service Examinations)
- ④ 陸軍士官養成学校入学試験および陸軍士官候補生試験 (Army Entrance Examinations)
- ⑤ 専門職入職予備試験 (Preliminary Examinations for Professional Bodies)

これらの種類の試験が様々な主体によって実施されていた。ここでさらに詳しく、進学・就職資格についてみておこう。

### (a) 大学入学資格

大学入学資格という点からは、②の大学入学資格試験、もしくは、①の地方試験・学校試験において、各大学が入学資格として定めた条件を満たす資格証書を取得する必要がある。

### (b) 専門職入職予備資格

中等学校から各種の専門職へ進もうとする者は、一般に、予備試験(Preliminary Examination)に合格しなければならなかった。なお、予備試験については、自らが独自の試験を実施した専門職団体と、独自の試験は実施しないが、資格要件を定めた専門職団体とがあった。そして、多くの場合、①の地方試験・学校試験も一定の条件を満たすことで、予備試験に代えることができる(予備試験免除：exemption)とされていた。

### (c) 公務員への資格

各種の公務員試験に合格する必要がある。

(d)陸軍士官養成学校入学資格・陸軍士官候補生資格

陸軍士官候補生資格試験 (Army Qualifying Examination) あるいは陸軍省の認定した試験に合格する必要があった (陸軍士官養成学校に入学するには、さらに、二次試験に合格しなければならなかった)。

以上のように、20世紀初頭には、大学・専門職団体等は、様々な校外試験の合格を、入学・入職等の条件としていた。つまり、次の段階のための予備・準備段階として中等教育段階が位置付けられ、その「修了」判定が各種の校外試験によって行われていたのである。

さて、中等学校在籍者、もしくは終了者を対象とする、大学進学・就職の要件に関係する試験を、中等教育を「修了」という条件としてみるならば、どのような問題点があるだろうか。それには、①中等教育内容との統一的な接続性の欠如、②受験年齢の不統一、の二つが指摘できる。

①中等教育内容との統一的な接続性の欠如

表1は、校外試験の実施主体数および試験の種類数である。この表からわかるように、実施主

表1 校外試験の実施主体および試験の種類数 (1908年)

	実施主体	試験の種類数
大学入学資格試験	7	7
地方試験および学校試験	6	20
公務員試験	1	17
専門職団体の試験	13	13

Board of Education, *Report of the Consultative Committee on Examinations in Secondary Schools* (HMSO, 1911), pp. 316-328 より作成。ただし、受験者数の極めて少ないものは入っていない (*Ibid.*, p. 321)。

体は数も多く、かつ複数の試験を実施している団体もある。したがって、試験の種類数は多い。しかも、内容的にみても、横の関連性が薄いものであった。つまり、各種の試験団体が独立して動いていたのみでなく、二つの例外を除いては互いに競合的であった。<sup>12)</sup>

他方、前述のごとく、大学・専門職団体等は入学・入職前の段階の教育・訓練において一定の資格を要求していた。<sup>13)</sup> つまり、一定の教科・科目で、一定の水準に達していることが条件であった。しかし、その中身は、様々であった。例えば、オックスフォード地方試験委員会 (Oxford Local Examinations Delegacy) の実施していたオックスフォード・シニア地方試験 (Oxford Senior Local Examination) および、オックスフォード・ジュニア地方試験 (Oxford Junior Local Examination) について各種の資格要件の一部を示すならば、表2、表3の通りである。これらの表からわかるように、個別に、しかも複雑に要件が定められていた。二つの試験の例でもこのように複雑であるから、各種の試験・資格要件全体では、きわめて複雑になる。そのうえ、上にも述べたようにそれぞれの試験には統一性がなく、その水準・試験内容等も混沌とした状況であった。<sup>14)</sup>

②受験年齢の不統一

表2 オックスフォード・シニア地方試験と諸資格の認定条件

資 格	科 目	*	資 格	科 目	*
(1)オックスフォード大学入学資格 ①右の条件をみたく  ②ギリシャ語及び、あるいはラテン文法を含まない場合	算術・ラテン語(含、作文)・代数あるいは幾何・ギリシャ語 算術・ラテン語・代数あるいは幾何、および仏語・独語・イタリア語・論理学のうち一つ	○  ○	(4)初歩学校教員養成カレッジ 二年コース ①②③の条件をすべて満たすこと	①英語及び英文学・算術 ②歴史あるいは地理 ③数学・植物学・化学・物理学のうちいずれか	
(2)ロンドン大学入学資格 ①②③の条件をみたくすべて満たすこと	①英語及び英文学(含、作文)・歴史及び英作文・地理及び英作文のうち一つ ②算術・代数・幾何 ③以下から三つ(ただし、①②に含まれる科目は除き、かつラテン語あるいは植物学・化学・機械学及び流体学・音及び光及び熱のどれか一つが含まれ、かつ語学が一つは含まれること) ラテン語・ギリシャ語・仏語・イタリア語・スペイン語・ギリシャあるいはローマ史・イギリス史あるいは外国史・論理学・②以外の数学二科目・植物学・化学・機械学及び流体学・音及び光及び熱・電気及び磁気・地理	○	(5)一般医事評議会 医学生・歯学生としての登録認定 ①②のいずれか  (6)法学協会予備試験  (7)民間技術者協会学生会員認定  (8)公認会計士協会予備試験	①一回もしくは二回の試験で、算術・英作文・ラテン語・幾何・代数、及び以下から一つ、ギリシャ語・仏語・独語・イタリア語・スペイン語 ②二回以上の試験で、上の科目のうち「優等」が一つ以上 科目の指定なし	
(3)ブリストル大学入学資格 ①②③の条件をすべて満たすこと	①英文法及び英作文 ②算術及び数学 ③以下から三つ(ただし、一つは語学でかつ一つは、ラテン語・ギリシャ語・物理学のうちいずれかであること)ラテン語・ギリシャ語・仏語・独語・物理学・化学・応用数学・歴史・高等数学・地理	○	(9)測量士協会予備試験	算術・イギリス史・地理・数学、及び語学一つ(ラテン語・ギリシャ語・仏語・独語・スペイン語・イタリア語)及び、化学あるいは物理学あるいは図学 英語(作文・書き取り)・算術・代数・幾何・地理・歴史・ラテン語、及び以下から二つ(ただし、一つは語学) ラテン語・ギリシャ語・仏語・独語・イタリア語・スペイン語・高等数学・化学・機械学・電気及び磁気・音及び光及び熱・地質学 科目の指定なし	○

Board of Education, Report of the Consultative Committee on Examinations in Secondary Schools (HMSO, 1911), pp. 330-335より作成。

\* : 一度に取ることが条件 (=○)

山村：スクール・チャーチングメントにおける中等教育「修了」の意味

京都大学教育学部紀要 XXXIV

表3 オックスフォード・ジュニア地方試験と諸資格の認定条件

資 格	科 目	*
(1)一般医事評議会 医学生・歯学生としての登録認定	算術・英語及び英文学・ラテン語 代数・幾何・語学もう一つ ただし、算術以外の一つの科目で 「優等」をとるか、全科目あるい は算術以外の二つの科目で「オナ ーズ」をとること	○
(2)法学協会予備試験	科目指定なし	
(3)英国建築家協会予備試験	以下のいずれかを含めて「オナ ーズ」をとること 英作文・書き取り・算術・代数・幾 何・地理・歴史・語学一つ（ラテン 語・イタリア語・仏語・独語）・初 等機械学及び物理学	
(4)会計士・会計検査士連合 予備試験	算術・英語・数学・語学一つ・その 他一教科を含んで「オナーズ」をと ること	
(5)測量士協会予備試験	「オナーズ」（科目指定なし）	

Board of Education, *Report of the Consultative Committee on Examinations in Secondary Schools* (HMSO, 1911), pp. 335-336 より作成。

\*：一度に取ることが条件（=○）

受験年齢も、各種の試験によって様々であった。<sup>15)</sup> たとえば、バーミンガム大学の入学資格試験 (Birmingham Matriculation) は受験年齢の制限がなかったのに対して、ロンドン大学入学資格試験普通レベル (University of London, Matriculation, Ordinary Level) は16歳以上でないと受験できなかった。<sup>16)</sup> また、公務員試験はその職種によって15歳から18歳であるもの、17歳から19歳であるもの等、多様であった。<sup>17)</sup> また、専門職入職予備試験においても、受験年齢制限のないもの、あるいは、16歳と定められているものなど様々であった。<sup>18)</sup>

ところで、先に分類した①から⑤までの校外試験のうち、②から⑤までは、次の段階の教育のための予備・準備段階としての資格認定を目的とするものであった。他方、①の地方試験および学校試験は各中等学校の教育の質・水準や生徒の学力等の認定・判定を基本的な目的とする試験であった。<sup>19)</sup> ここで注意しておきたいのは、地方試験・学校試験も権威ある大学等の主導の下に行われ、いわば中等学校の教育に対する外からの認定という性格を持っていたことである。このような試験において資格証書取得のためには、一般に、数科目に一度に合格することが求められた。しかし、科目の組み合わせに関しては、いくつかの教科群からそれぞれ選択するもの (University of London, Junior School Examination)<sup>20)</sup> や、宗教に関する知識が必須で、他の科目は組み合わせ自由といったもの (Oxford Junior Local Examination)<sup>21)</sup> 等、様々であった。

以上から明らかなように、校外試験を通して見た場合、いつまで中等学校に在籍し、どのような教科目を学び、どのような学力をつけることが求められていたかという点についての統一性は

なかったのである。

以上から、「1911年報告書」が公表される以前においては以下のことが言える。すなわち、中等教育自体において「修了」の条件が定められていたわけではなく、また、大学入学資格・専門職入職要件といった「上から」の中等教育「修了」条件という点からも、いかなる年齢まで、いかなる内容の修得が求められるかは多様であり、中等教育の「修了」を一義的に確定することはできなかったのである。

## II 中等教育からみた試験制度の課題

このように、あるものはオックス・ブリッジへの入学資格として、またあるものは専門職への入職予備資格としてばらばらに展開され、全体としては必ずしも整合的に発展してこなかった校外試験制度を、中等教育にいかに関係付けるかは特に20世紀初頭における大きな問題であった。この点を、中等教育と試験制度の発展を促した背景的要因との関係で明らかにしておこう。

### 1. 中等教育と校外試験制度の中流階級にとっての意義

19世紀の後半以降の中等教育充実の必要性および校外試験制度の隆盛の背景には、中流階級の社会的上昇志向があった。すなわち、19世紀以来、富を獲得し、政治的にも勢力を強めていった中流階級が求めたものは社会的威信であり、社会的に上の階層、いわゆるジェントルマンと呼ばれる階層に位置することが中流階級のエートスであった。<sup>22)</sup> 当時、「貴族・ジェントリ以外に、中流階級上層に位して一連のプロフェッションからなるジェントルマンのもう一つの範疇があった」<sup>23)</sup>。そして、ジェントルマンになるには、二つの方途が存在していた。<sup>24)</sup> その第一は、広大な土地を購入して、ジェントリ＝地主になることであり、その第二は、ジェントルマン教育コースに学び、ジェントルマンの職業につくことであった。このうち、第一の方途である土地の購入は1870年頃には頭打ちとなり、それ以降は教育を通して、ジェントルマンになる道のみが残されることになった。<sup>25)</sup> すなわち、中流階級にとっては、ジェントルマンへの道という意味が、中等教育を受けることにあったのである。

また一方で、校外試験制度の隆盛も、中流階級の社会的上昇志向と呼応していた。すなわち、19世紀の後半には、従来からジェントルマンと呼ばれていた職業の公開試験化が進展した。<sup>26)</sup> さらに、近代的専門職が興隆したが、<sup>27)</sup> 彼等の目標としては、当時すでにジェントルマンとしての社会的地位を確立していた国教会聖職者、法律家 (barrister) 等があった。<sup>28)</sup> 彼等の社会的地位を高めるために「会員の資格、教育課程、規則を制定し、悪徳無能な同業者を排除して社会の信頼をかちえていく」<sup>29)</sup> ことが行われた。そして、会員の資格も試験によって認定する制度が普及していくことになった。<sup>30)</sup> すなわち、校外試験制度も中流階級にとって、社会的上昇の手段として、一つの意義を持った。

このように、中等教育および校外試験の発展を促した背景的要因として、中流階級の社会的上昇志向があげられる。

### 2. 中等教育の課題とそれとの関わりにおける校外試験制度の課題

前述のごとく、20世紀初頭には、社会的上昇志向をもった中流階級の強い要求にもかかわらず、

まだまだ中等教育はとりわけその質において不十分な状態であった。中等学校の数の推移をみるならば、1903—04年には中等学校数482校、生徒数約86000人。1904—05年には、それぞれ575校、約95000人。1905—06年には683校と、一見大幅に増加しつつあった。<sup>33)</sup> しかしながら、そのことは必ずしも効率的な増加を示しているのではなく、多くの中等学校は「中等学校としての水準に達していない」<sup>32)</sup>と政府によって判断されていたように、「質的水準を確立することの方が量的な拡大をはかるよりも先決」<sup>33)</sup>なのであった。さて、一方の校外試験制度は、中等教育との関わりにおいて、どのような点が改革課題とされていたであろうか。前述のごとく、中等学校年齢段階の校外試験は、20世紀初頭には、非常に多くの種類が実施されていたが、校外試験の多種多様化にともない、中等教育に対する様々な悪影響が、1900年から1910年頃にかけてかなり大きな問題となっていた。<sup>34)</sup> すなわち、①試験に必要とされない教科目の除外や軽視、②試験科目・水準が不統一なため、中等学校の教育課程編成が難しくなること、③試験対策のために早期に離学して、「詰め込み (cramming)」と呼ばれる受験対策を行うこと (特に公務員試験の場合)、などが現れてきたのである。また、中等学校に対する世間の評価も、校外試験の合格率という観点のみからなされかねないという状況も生じていた。<sup>35)</sup> すなわち、ジェントルマンの理想を基礎に据えて中等教育を行おうとする意図の下に制定された、<sup>36)</sup> 1904年の中等学校規則に明記されているような、一般教育を施すことを目的とした中等学校も、校外試験の悪影響により、より適切な一般教育を行うことが難しくなっていたのである。

以上のように、中等教育の質・水準をあげることが要請されるとともに、校外試験制度の課題として、中等教育における一般教育を保障し、なおかつ、大学や社会に対して有効な資格を与えることが要求されるに至ったのである。

このような状況の下で、教育院は、1909年に「中等学校における試験の問題」について諮問委員会に諮問を行ったが、諮問委員会の答申は、「1911年報告書」として結実した。これをもとに教育院は統一的校外試験制度設定の検討を行い、一連のサーキュラー (circular) が出され、<sup>37)</sup> 1918年のS. C. 試験の実施へと至るのである。

### III S. C. における中等教育修了の意味

それでは、1918年実施のS. C. において中等教育と校外試験がどのように関係付けられるに至ったかを、そのもとになった「1911年報告書」及びその後のサーキュラーを通して明らかにしよう。

「1911年報告書」は、校外試験は中等教育にとって必要であるばかりか望ましいものだという基本的立場に立ち、<sup>38)</sup> 校外試験制度のあり方を検討した。そこでは、中等教育自体の「下から」の必要性和、大学・専門職団体等から中等教育に対する「上から」の必要性という二つの必要性に、校外試験制度がいかに応えるかが問題とされた。

同報告書は、中等教育自体の「下から」の必要性の中身として、16歳までの中等教育は以下のようなものであるべきと考えていた。

平均的な能力の生徒の場合、16歳までは専門分化はほとんどなしにすべきであり、中等学校は可能な限り特別の才能を保障しながらも、幅広いリベラル・エデュケーションを提供すべきである。<sup>39)</sup>



他方、「上から」の必要性に関しては、次のような現実があった。大学・専門職団体等は、準備段階としての中等教育に対して一定の要件を求めていたが、その中身は、各大学・専門職団体によってそれぞれ異なっていた。それが、I でみたような、内容・水準等において多種多様な校外試験・資格要件となって現れていたのである。そこで、同報告書は、大学・専門職団体等の要求を全面的に認めることはできないが、中等学校側も、大学・専門職団体等の要求を考慮する必要があるとの妥協的立場をとった。<sup>40)</sup>

かくて、大学入学・就職資格認定という点、および、リベラル・エデュケーションの保障という点の二つに応える校外試験が必要であるとしたのである。

それは、「1911年報告書」において校外試験制度の改善のための以下のような原則として確認された。<sup>41)</sup>

- ①校外試験の多種多様性が減ぜられるとともに、大学・専門職団体等の要求も減ぜられること。
- ②校外試験は、平均的には、16歳まで、すべての中等学校がリベラル・エデュケーションの健全な基礎を提供することに貢献するものでなくてはならないこと。

なお、「校外試験はよい一般教育 (good general education) の証明」<sup>42)</sup> という言い方もされており、リベラル・エデュケーションと一般教育は同義のものとして使われている。

こうして、二つの必要性の妥協として、S. C. はまず、「下から」の必要性に応えるために、次のような性格のものとなったのである。

16歳の平均的生徒の一般的な到達度をはかるのに適当なものであるべきであり、よい一般教育の証明となるべきである。<sup>43)</sup>

このように、S. C. は、一般教育の修了証明という性格づけをされたのである。

さらに、大学・専門職団体等の「上から」の必要性に応えるために、各試験科目において上述の一般教育「修了」としての合格レベルに加えて、より高水準の合格が設けられた。これが、大学・専門職団体等の入学・入職資格認定のために利用されることになった。<sup>44)</sup>

つまり、S. C. は、中等教育における一般教育の「修了」証明と、大学・専門職団体等へのための準備教育としての中等教育の「修了」証明という、二つの「修了」認定を行うものとされたのである。<sup>45)</sup>

## おわりに

S. C. の設定により、基本的に、中等教育「修了」が、中等教育における一般教育の「修了」を示す段階と、大学入学資格や専門職への入職資格の段階の二段階に把握されるようになったことは、何を意味するのであろうか。イギリスにおいては、1907年の教育法に関連した中等学校規則追補 (Supplementary Regulations for Secondary Schools in England. 1907) により中等学校の無償席の制度が設けられ、初歩教育から中等教育への橋が架けられた。このことが学校体系の一元的体系化への法的な端緒となった。こうした状況の下にS. C. の設定が進展していったのであり、S. C. においては二段階の中等教育「修了」の設定という形で、「上から」の必要性と「下から」の必要性の妥協がはかられたのである。このことは、もはや、中等教育を大学・専門職への準備教育という「上から」の必要性に応えるための段階として位置付けるのみでは済まされなくなり、教育内容においてはともかくとしても、教育水準という点からは、初等→

中等と「下から上へ」段階的に積み上げられるものとして位置付けていくことが必要になったことを意味する。伝統的な中等教育を護りつつも、中流階級をも取り込んだ中等教育拡大の要請にいかに応えるかという矛盾への対応が、S. C. における二段階の中等教育「修了」という基本的な性格を生み出したのである。

しかしながら、ここにおいて主にS. C. を規定したのは「上から」の必要性、すなわち、大学・専門職団体等が求めるところの中等教育「修了」認定の条件である。なぜならば、S. C. によって大学・専門職団体等の欲する条件が満たされなければ、彼等は独自の入学・入職試験を実施することもできたからである。さらに、IIでみたように、当時、中等教育を求めたのが、主に、社会的上昇を志向する個人主義的中流階級であったことに留意しよう。彼等が欲したのは、単なる中等教育「修了」の証明というよりも、むしろ、社会的上昇の手段としての資格であった。それゆえ、彼等は大学入学資格として認められるレベルのS. C. の取得へと駆り立てられ、第一段階の中等教育「修了」は無意味に、したがって、中等教育があらためて大学・専門職等への準備段階として位置付けられていく可能性が大いにあったということになる。

註

- 1) GCE—OレベルとCSEは1988年から統一されて、GCSE (General Certificate of Secondary Education) なる新たな試験制度が発足する予定である。
- 2) ただし、最近、全国共通カリキュラム導入のための立法の動きがみられる。
- 3) 本稿では、イングランドのみを対象とする。
- 4) 中流階級とは、「もともと、貴族・ジェントリよりは下で、労働者階級よりは上のすべての諸階級ということで、具体的にいうならば、まず第一に、産業革命の主役ともいべきブルジョア階級、第二に、法律家、聖職者、医者、陸海軍の士官、高級官吏、さらには、技術者、教師、芸術家、文筆家といった人たち、ついで第三に、借地農、農民、そして第四に、これは、20世紀になってから使われるようになった言葉だが、『下層中流階級』の人びと、つまり、小売業者、下級官吏、事務員、書記などが含まれていた」(村岡健次『ヴィクトリア時代の政治と社会』((ミネルヴァ書房、1980年)), 156-157ページ)。
- 5) 梅根悟監修『世界教育史大系25, 中等教育史II』(講談社、1976年) 107ページ。
- 6) 同上書、107ページを一部変更して引用。
- 7) Maclure, S., *Educational Documents: England and Wales 1876-1967* (Methuen, 1968), p. 159.
- 8) *Ibid.*
- 9) Banks, O., *Parity and Prestige in English Secondary Education* (Third impression) (RKP, 1967), p. 72.
- 10) 教育院の年次報告書の各年度版より。
- 11) Board of Education, *Report of the Consultative Committee on Examinations in Secondary Schools* (HMSO, 1911), p. 159の分類を参考にした。
- 12) *Ibid.*, p. 29.
- 13) *Ibid.*, p. 90.
- 14) *Ibid.*, pp. 89-90.
- 15) ただし、教育院は1907年には15歳未満の生徒の校外試験の受験を禁止した (Montgomery, R. J., *Examinations* ((University of Pittsburgh Press, 1965)), p. 70)。
- 16) Board of Education, *Report of the Consultative Committee on Examinations in Secondary Schools* (HMSO, 1911), p. 316.
- 17) *Ibid.*, p. 318-319.
- 18) *Ibid.*, p. 319-320.
- 19) *Ibid.*, p. 29-30.

- 20) *Ibid.*, pp. 205-207.
- 21) *Ibid.*, pp. 161-168.
- 22) 村岡, 前掲書, 120-125ページ。
- 23) 同上書, 126ページ。なお, 19世紀の前半においてすでにジェントルマンの職業としての社会的地位を確立していたものに, 国教会聖職者, 法廷弁護士, 内科医, 上級官吏, 陸軍士官, 海軍士官があげられる(同上書, 126ページ)。
- 24) 同上書, 131ページ。
- 25) 同上書, 133-136ページ。
- 26) 同上書, 143-149ページ。
- 27) Wiener, M., J., *English Culture and the Decline of the Industrial Spirit 1850-1980* (Cambridge University Press, 1981), p. 14.
- 28) 村岡, 前掲書, 236-237ページ。
- 29) 同上書, 236ページ。
- 30) Millerson, G., *The Qualifying Associations* (RKP, 1964), p. 121, p. 126には19世紀に資格試験を実施し始めた専門職団体とその開始年が示されている。
- 31) Board of Education, *Report of the Board of Education for the Year 1905-06* (HMSO, 1906), p. 47.
- 32) *Ibid.*
- 33) *Ibid.*, p. 46.
- 34) Board of Education, *Report of the Consultative Committee on Examinations in Secondary Schools* (HMSO, 1911), p. 73, p. 86, pp. 92-93.  
Board of Education, *Report of the Board of Education for the Year 1901-02* (HMSO, 1902), p. 62.  
Board of Education, *Report of the Board of Education for the Year 1902-03* (HMSO, 1903), p. 64.
- 35) Board of Education, *Report of the Consultative Committee on Examinations in Secondary Schools* (HMSO, 1911), p. 87.
- 36) ジェントルマンの理想を中核とした (Wiener, M., J., *op. cit.*, pp. 11-24) 「伝統的なグラマー・スクール, パブリック・スクールの教育を基礎に中等学校を組織しようとする意図」(梅根, 前掲書, 107ページ)の下に1904年の中等学校規則は制定された。
- 37) それらは, 以下のとおりである。  
Board of Education, *Circular 849*, July 1914.  
Board of Education, *Circular 933*, December 1915.  
Board of Education, *Circular 996*, May 1917.  
Board of Education, *Circular 1002*, June 1917.  
Board of Education, *Circular 1034*, March 1918.
- 38) Board of Education, *Report of the Consultative Committee on Examinations in Secondary Schools* (HMSO, 1911), p. 103.
- 39) *Ibid.*, p. 91.
- 40) *Ibid.*
- 41) *Ibid.*, pp. 103-104.  
なお, 同報告書で確認された, もう一つの原則であった, 校外試験と視学 (Inspection) との連携がはかられるべきであり, そのように視学制度は改革されるべきであるという点は, S. C. の設定にあたっては実現されなかった。この点に関しては, Roach, J., "Examinations and the Secondary Schools 1900-1945" in *History of Education* (History of Education Society, 1979), Vol. 8, no. 1, p. 49 参照。
- 42) Board of Education, *Report of the Consultative Committee on Examinations in Secondary Schools* (HMSO, 1911), p. 106.
- 43) *Ibid.*
- 44) Board of Education, *Circular 849* (July, 1914).
- 45) なお, 前者のレベルの合格のためには, 三つ教科群 (英語群・外国語群・数学および理科群) の各群か

#### 京都大学教育学部紀要 XXXIV

ら最低一科目ずつ選択し、五つの科目において同時に合格しなければならなかった。他方、大学・専門職団体等が認めるところの中等教育「修了」レベルの条件（科目の組み合わせと、そのうちのどの科目において高水準の合格が求められるか）は各大学・専門職団体が設定できるとされた (*Ibid.*)。

(博士後期課程)